

れい わ ねん がつ さい み ま ん かた
令和3年4月から18歳未満の方の

あい てちょう はんていきかん みなとく
愛の手帳の判定機関が港区にかかります

れい わ ねん がつ にち みなとくじどうそうだんじょ かいせつ ともな さい み ま ん かた
令和3年4月1日から、港区児童相談所の開設に伴い、18歳未満の方の

あい てちょう はんていきかん とうきょうとじどうそうだん じどうそうだんじょ
愛の手帳の判定機関がこれまでの東京都児童相談センター（児童相談所）

みなとくじどうそうだんじょ
から港区児童相談所にかかります。

しんせいまどぐち といあわ
申請窓口・問合せ

令和3年4月1日から

みなとくじどうそうだんじょ
港区児童相談所 03-5962-6500（受付時間8:30~18:00 土日祝日を除く）
みなとくみなみあおやま
（港区南青山5-7-11）

みなとくじどうそうだんじょあんないず
【港区児童相談所案内図】



- 東京メトロ：銀座線・半蔵門線・日比谷線 表参道駅 B3出口徒歩3分
- 都営バス：渋88 「南青山六丁目」下車徒歩4分／ちいばす 青山ルート
「南青山六丁目」下車徒歩5分、「青南小学校」下車徒歩6分

令和3年3月31日まで

とうきょうとじどうそうだん とうきょうとじどうそうだん さい み ま ん かた
東京都児童相談センター 03-5937-2317（受付時間9:00~17:45 土日祝日を除く）

ウラ面あり

愛の手帳の手続について

新しく愛の手帳の交付を受けたいとき、愛の手帳の再判定を受けるときは（4月1日以降）

港区児童相談所に電話で予約してください。（手続には、お子さんの顔写真や住所の証明になるものなどが必要です。くわしくは電話予約時にご案内します。）
障害の程度に変更があったときや3歳・6歳（就学後）・12歳（中学校入学後）・18歳になったときは再判定を受けてください。（18歳以上の方については、これまでどおり東京都心身障害者福祉センター 電話03-3235-2961 へ連絡してください。）

愛の手帳に記載されている内容に変更があったときは（これまでどおり）

住所や氏名の変更などがあったときは、各総合支所区民課へ届出てください。

愛の手帳をなくしたときは（これまでどおり）

再交付できますので、お子さんの顔写真1枚（縦4cm×横3cm、無帽、上半身、カラー可、1年以内に撮ったもの）を持参して、各総合支所区民課へ申請してください。*マイナンバーカードは、必要ありません。

<愛の手帳の住所変更や再交付、各種福祉制度についての窓口・問合せ>

芝地区総合支所 区民課保健福祉係 電話03-3578-3161

FAX 03-3578-3183

麻布地区総合支所 区民課保健福祉係 電話03-5114-8822

FAX 03-3583-0892

赤坂地区総合支所 区民課保健福祉係 電話03-5413-7276

FAX 03-3402-8192

高輪地区総合支所 区民課保健福祉係 電話03-5421-7085

FAX 03-5421-7613

芝浦港南地区総合支所 区民課保健福祉係 電話03-6400-0022

FAX 03-5445-4590